

## 日本国経済産業省と

### オーストリア共和国経済・エネルギー・観光省との

#### 産業研究、技術、イノベーションに関する協力文書（仮訳）

日本国経済産業省及びオーストリア共和国経済・エネルギー・観光省（以下、個別に「参加者」といい、総称して「両参加者」という）は、

両国間に存在する緊密かつ友好的な関係を基礎とし、かつ、これを一層促進することを望み、また、産業科学技術の知識が急速に拡大し、二国間及び国際協力の促進に積極的に貢献していることを認識し、

平和目的及びそれらの相互利益のための生産的なパートナーシップの創設を通じて、産業研究、技術及びイノベーションの協力の範囲を拡大することを望み、そして

産業研究、技術及びイノベーションにおける協力を更に強化するとのコミットメントを確認し、

以下の事項に共同で同意した。

## 項目 1

両参加者は、各自の国内法の枠内で、かつ、自国を拘束する国際法及び国内法から生ずる権利及び義務並びに法律上拘束力のない文書を害することなく、平等及び相互の利益を基礎として平和目的のために相互に合意することができる産業研究、技術及びイノベーションの分野における協力活動を促進する。

## 項目 2

本文書における協力活動の形態には、以下を含めることができる。

- (1) 一般的又は特定の課題の科学的及び技術的側面に関する情報を議論及び交換するため、並びに産業研究、技術及びイノベーションプロジェクト並びに協力的に有用に実施することができる計画を特定するための、専門家によるものなど、様々な形態の会合
- (2) 産業科学技術研究、開発、イノベーションに関する活動、政策、実務、法律、規制に関する情報交換
- (3) 科学者、研究者、技術者、その他の専門家の訪問・交流
- (4) 以下のような特定分野における共同研究、技術、イノベーションプロジェクト及びプログラムの実施
  - a. オーストリアと日本の企業による共同研究、
  - b. スタートアップ企業や企業の国際化の取り組み支援、ビジネスへのアクセス、及び、ノウハウ、研究、技術パートナーシップ、及び
  - c. 水素戦略に関する意見交換

- (5) 研究、技術、イノベーションにおけるその他の形態の協力活動
- (6) 本文書の項目2 (4) b.に定める目的の管理及び推進には、オーストリア又は、反対に日本に投資する予定の企業に対する支援、及び、日本とオーストリアのそれぞれの事業体がオーストリア及び日本において成功的に定着できるようにするための一定の情報交換が含まれる。この分野での協力は、オーストリア事業庁とジェットロのサービスを指す場合がある。

### 項目3

- (1) 両参加者、その機関及び研究所は、本文書に基づく特定の協力活動の詳細及び手続を追加の文書に記載する。
- (2) 本文書に基づく協力は、両参加者が参加する可能性のある産業研究、技術及びイノベーションの分野における他の二国間又は多国間の活動を排除するものではなく、また、これらの分野における既存のコンセンサス又は文書に影響を与えるものではない。

### 項目4

本文書に基づく協力活動については、両参加者は、公的及び民間の両セクターにおいて、研究を行う研究者、研究機関、研究所又は企業の参加を認めることができる。

## 項目 5

- (1) 本文書に基づく協力を効果的に実施するため、両参加者は、作業部会を設置し、これにより、双方の間の活動及びプロジェクトを以下の方法により検討し、効果的に進める。
  - a. 産業研究、技術、イノベーションに係る課題に関する情報と意見の交換
  - b. 本文書に記載されている協力活動を実施するために必要な実務上の事項の議論
  - c. 本文書に基づく協力活動の分野に関する毎年の議論
  - d. 本文書の目的に関連するその他の事項についての議論
- (2) 作業部会は、オーストリアと日本で、双方の両参加者が設定した日程で交互に会合を開催し、又は、双方の両参加者が設定した日程でバーチャルで開催する。
- (3) 作業部会の政策対話は、オーストリア共和国経済・エネルギー・観光省と日本国経済産業省の課室長レベルの職員が共同議長を務める。作業部会の結果は、両参加者が同意した議事録に記録される。

## 項目 6

- (1) 本文書に基づく協力活動から生ずる非独占的な性質の科学的及び技術的情報は、いずれの参加国も、通常の経路を通じて、かつ、参加機関の通常の手続に従って公衆に公開することができる。
- (2) 両参加者は、本文書に基づく協力活動から生ずる知的財産権その他の独占的性質を有する権利の保護及び分配について十分に考慮し、必要に応じて相互に協議する。

## 項目 7

各参加者は、本文書の実施に要する費用及び経費を、自己の財務及び予算の手段並びに資金の利用可能性の範囲内で負担する。

#### 項目 8

本文書は、国際協定を構成するものではなく、国際法若しくは国内法に基づく法的拘束力のある、又は金銭的な権利若しくは義務を創出するものではない。

#### 項目 9

両参加者は、本文書の項目の解釈又は実施から生じる意見の相違を、二国間チャネルを通じた協議により友好的に解決する。

#### 項目 10

本文書は、両参加者の相互の同意により、書面に変更することができる。このような変更は、書面による同意の交換日に運用開始となる。

#### 項目 11

- (1) 文書は署名日に運用を開始する。
- (2) 本文書は、最初の5年間有効であり、いずれかの参加者が二国間チャネルを通じて書面による通知により解除しない限り、さらに5年間自動的に延長される。このような通知は、他方の参加者が受領してから6か月後に発効する。
- (3) 第2項に基づく本文書の解除は、本文書の解除前に本文書に従って着手されたプロジェクト又はプログラムの実施に影響を与えない。

2025年5月21日、東京にて署名

日本国経済産業省

オーストリア共和国経済・エネルギー・観光  
省

---

大串正樹

(副大臣)

---

ヴォルフガング・ハットマンズドルファー  
(連邦大臣)